

平成30年度所定疾患施設療養費の算定状況について

当施設が平成30年度に算定した、所定疾患施設療養費の状況を報告いたします。

○平成30年度

所定疾患施設療養費

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10		11月		12月		H31/1月		2月		3月		計	
	(I)	(II)	(I)	(II)	(I)	(II)	(I)	(II)	(I)	(II)	(I)	(II)	(I)	(II)	(I)	(II)	(I)	(II)	(I)	(II)	(I)	(II)	(I)	(II)	(I)	(II)
人数	2	0	6	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	1	0	17	0
日数	14	0	40	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	8	0	4	0	7	0	102	0
病名 内訳	肺炎	1	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	9	0
	尿路感染症	1	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0
	带状疱疹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0

所定疾患施設療養費(I) (入所 235単位/日 月7日限度)

- ①対象の入所者は次のいずれかに該当する者であること。
・肺炎の者・尿路感染症の者・带状疱疹の者(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る)
※入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。
※同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。
※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。
- ②診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。
- ③当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表する。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、毎年度の当該加算の算定状況を報告すること。(当施設ホームページにより閲覧できます。)

所定疾患施設療養費(II)新設 (入所 475単位/日 月7日限度)
H30.4.1改訂

- ①同左
- ②診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。
(協力医療機関等と連携して行った検査等を含む)
- ③同左
- ④医師が感染症対策に関する研修を受講していること。